

第三次浜松市自殺対策推進計画の策定について（素案）

1 計画の趣旨

この計画は、自殺対策基本法第3条に基づき策定されるものであり、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、本市の状況に応じた施策を展開し、本市の自殺者が一人でも少なくなることを目指す。

2 策定の経緯

本年7月に実施した「自殺対策に関する市民アンケート」調査結果と「地域自殺実態プロファイル」（自殺総合対策推進センター作成）をもとに、浜松市自殺対策連携会議及び浜松市保健医療審議会において、専門家やさまざまな立場の方々からの多角的な視点での検討を重ね、素案がまとまったため報告するもの。

3 基本理念

孤立を防ぐ ～ひとりじゃないよ、大丈夫。～

4 計画期間

平成31（2019）年度～平成35（2023）年度（5年間）

5 報告資料

第三次浜松市自殺対策推進計画（案）の概要について
第三次浜松市自殺対策推進計画（案）

6 今後の計画策定スケジュール＜予定＞

- (1) パブリック・コメント 平成30年12月17日～平成31年1月15日
- (2) 第3回保健医療審議会 平成31年2月
- (3) 厚生保健委員会報告 平成31年3月
- (4) 市の考え方の公表 平成31年3月
- (5) 計画の施行 平成31年4月

第三次浜松市自殺対策推進計画(案)の概要について

健康福祉部 健康医療課

1 背景

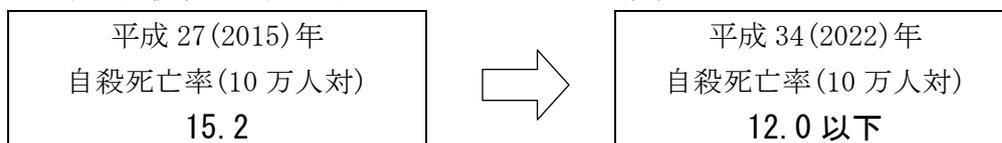
- ・ 我が国は、平成 10 年に自殺者数が 3 万人を超え、その後も高い水準が継続したため、平成 18 年に「自殺対策基本法」を制定
- ・ 本市では平成 21 年 3 月に浜松市自殺対策推進計画を策定し、相談体制の充実や関係機関との連携を図りながら自殺対策を推進
- ・ 第二次浜松市自殺対策推進計画（平成 26 年 3 月策定）では、若年層への対策の充実のほか、浜松市自殺対策地域連携プロジェクト（絆プロジェクト）を運用し、より多くの関係者によるセーフティネットの強化を図ってきた。
- ・ 国の自殺総合対策大綱や社会情勢、自殺者の現状を踏まえ、第三次計画を策定し、本市の自殺対策を総合的に推進していく。

2 計画の期間

平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度（5 年間）

3 計画の目標

浜松市の自殺者が一人でも少なくなることを目指す



4 重点施策

(1) 安心して暮らすための包括的支援の充実

- 地域で共に支え合い、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりの更なる推進を図る
 - ・ さまざまな悩みに対応する相談支援体制の充実
 - ・ ゲートキーパー等の人材養成及び教育、啓発
 - ・ こころと体の健康づくり
 - ・ 介護人材の確保
 - ・ 生活支援体制づくりの推進
 - ・ 遺された人への相談・支援

(2) 若年層・働き盛り世代への対策の充実

ア 若年層 ～こころの健康づくりの教育～

- 学校との連携により、若年層への教育や啓発、相談支援・連携体制の充実を図る
 - ・こころの健康の保持・増進の取り組み
 - ・学校領域での多職種連携の推進

イ 働き盛り世代 ～生きづらさを抱える人の支援と雇用環境の整備～

- 関係団体等との連携により、働き盛り世代への教育や啓発、相談支援体制の充実を推進し、自殺リスクの低減を図る
 - ・若者相談支援機関との連携による相談支援
 - ・自殺対策における企業への研修等支援
 - ・学生・働き盛り世代を対象とした自殺対策啓発の徹底
 - ・育児に関わる相談支援

(3) 多職種連携によるセーフティネットの強化

- 地域を支える専門職の多職種連携による支援体制を強化する
 - ・地域を支える専門職の多職種連携による自殺リスクの高い人に対する支援
 - ・自殺未遂者対策

5 分野別施策

(1) 相談支援体制の充実

- ・きめ細かな相談体制づくり
- ・自殺リスクの高い人への支援
- ・遺された人への支援
- ・こころの緊急支援活動
- ・適切な精神保健福祉医療サービスの提供

(2) 教育、啓発の促進

- ・学校における心の健康づくり
- ・地域における心の健康づくり
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・自殺の実態把握

(3) 人材養成、環境整備等の促進

- ・ゲートキーパー養成
- ・民間団体等への支援
- ・人材の養成・資質向上への支援
- ・こころの健康支援の環境整備及びこころの健康づくりの促進

(4) 多職種連携及び協力体制の強化

- ・支援者同士のネットワークの構築
- ・関係機関との連携強化
- ・地域の実践的な取組支援の強化
- ・気づきと見守りの促進